

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定および計画内容の高度化等の促進を図るため、地球温暖化対策推進法の施行状況の実態を把握するものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等の調査・分析を行い、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

2. 調査の方法

地方公共団体実行計画の策定状況等を調査する方法として、アンケート形式による調査を行った。

調査の回答にあたっては、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」を使用した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。

- 実施期間

2025年10月1日から2026年1月31日まで

- 配布方法

調査依頼は、総務省が提供する「一斉通知・調査システム」を利用し、環境省本省から各団体へ直接送付した。当該システムを利用できない団体においては、事務局から直接メールまたは電話を通じて行った。

「一斉通知・調査システム」における各団体の連絡先把握にあたっては、本省から各都道府県に依頼文を送付し、先行して各団体に調査実施の旨が周知されるようにした。都道府県が管轄する市区町村・組合等に依頼を発出した後、都道府県より事務局に、依頼が完了した旨を報告してもらうこととした。

本調査は前年度同様、主に LAPSS 上にて回答いただく形で実施した。前年度調査で使用したパスワード忘れによる事務局への問合せ連絡の殺到を避けるため、LAPSS 本番環境を使用していない団体については、パスワードを初期化し、各団体のパスワードを依頼状で通知した。LAPSS のログイン ID を把握していない団体については、事務局に問

合せしてもらい、事務局から該当団体の ID（メールアドレス）を通知した。LAPSS アカウント未登録団体には、Microsoft Excel ファイル調査票を配布し、電子メール又は郵送により回収した。回収した事前登録結果は事務局が取りまとめ、LAPSS のアカウントとして登録した。本調査は、前年度と同様、LAPSS での調査を実施した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

- 回収方法

LAPSS により回収した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

3. 調査対象

都道府県および市区町村 1,788 団体並びに地方公共団体の組合（一部事務組合および広域連合）1,513 団体の合計 3,301 団体¹を調査の対象とした。

地方公共団体の組合（一部事務組合および広域連合）は、「全国地方公共団体コード」の「一部事務組合等コード」（令和 7 年 10 月 1 日現在）に記載されている団体（同じ団体名称で「普通会計分」と「事業会計分」に分かれている団体は、一団体一回答とするため「事業会計分」を除いている。）を対象とした。

図表 1 団体区分別の対象団体数一覧

| 団体区分 | 対象団体数 |
|------------------------|--------------|
| 都道府県 | 47 |
| 政令指定都市 | 20 |
| 中核市 | 62 |
| 施行時特例市 | 23 |
| 上記以外の市区町村 ² | 1,636 |
| 地方公共団体の組合 | 1,513 |
| 合計 | 3,301 |

¹ 令和 6 年度調査実施時点と比較し、地方公共団体の組合数が 1 団体増加

² 本報告書では、政令指定都市・中核市・施行時特例市の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が大きい市」、政令指定都市・中核市・施行時特例市に該当しない市区町村の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が小さい（未満の）市区町村」と表記している。なお、厳密には、中核市や施行時特例市には該当しないが、それと同等規模の団体も存在する点に留意する必要がある。

4. 調査内容

以下の5項目に関する設問を設定し、都道府県および市区町村については次の①～⑤の5項目、地方公共団体の組合（一部事務組合および広域連合）については次の①、②および⑤の3項目について調査を行った。

- ① 基礎情報
- ② 事務事業に関する事項
- ③ 区域施策に関する事項
- ④ その他地球温暖化対策に関する事項
- ⑤ 意見・要望

このため、基本的に①②⑤は全ての団体を対象としている一方、③④は都道府県および市区町村のみを対象としている。ただし、設問の内容によっては、実行計画の策定団体のみを対象とするなど、設問に応じて母集団が異なっている点に留意されたい。

5. 回答状況

施行状況調査では、調査対象 3,301 団体のうち 3,139 団体（回答率 95.1%）から回答を得た。都道府県および市区町村については 1,704 団体から回答を得た。うち、LAPSS による回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は 10 団体（電子メール：9 団体、郵送：1 団体）であった。

図表 2 令和7年度調査 回答状況

| 団体区分 | 対象団体数 | 回答団体数 | 回答団体割合 |
|-----------------------------|-------|-------|--------|
| 都道府県 | 47 | 47 | 100% |
| 政令指定都市 | 20 | 20 | 100% |
| 中核市 | 62 | 62 | 100% |
| 施行時特例市 | 23 | 23 | 100% |
| 施行時特例市未満の市区町村 | 1,636 | 1,552 | 94.9% |
| 地方公共団体の組合 (一部事務組合及び広域連合) | 1,513 | 1,435 | 94.8% |
| 合計 | 3,301 | 3,139 | 95.1% |

6. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比および割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。また、複数選択可能な設問の図表における「合計」値は回答対象団体数であり、各選択肢を足し上げた数値の合計とは一致しない。
- 構成比および割合は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの値で表記しているため、全ての値の合計が100%にならないことがある。
- 人口規模については、住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数（令和7年1月1日現在）を参照した。
- 地域区分は環境省地方環境事務所の管轄地域に基づき設定した。（福島地方環境事務所が管轄する福島県は東北地方に包含。）

図表 3 環境省地方環境事務所管轄地域区分

| 区分 | 都道府県 |
|-------|--|
| 北海道 | 北海道 |
| 東北 | 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県 |
| 関東 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県 |
| 中部 | 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県 |
| 近畿 | 滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県 |
| 中国・四国 | 岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県 |
| 九州 | 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |

7. 本報告書の構成

本報告書（本編）では、「令和7年度地方公共団体における地域脱炭素の推進に関する状況調査」の全設問の調査結果を掲載している。本編では、事務事業編および区域施策編のPDCAサイクルにおける取組、課題の実態やその他地球温暖化対策に関する取組実態に係る詳細について整理することを目的としており、第2章以降でその調査結果を掲載している。

なお、報告書（概要版）では、事務事業編および区域施策編のPDCAサイクルにおける取組内容や各団体が抱える課題傾向を簡潔に整理し、今後必要となる支援策を検討することを目的に、特に「令和7年度地方公共団体における地域脱炭素の推進に関する状況調査」設問の中でも、PDCAサイクル推進のポイントとなる設問、また今後の政府支援策の検討に資する設問に係る調査結果概要を掲載している。各団体の取組およびPDCAサイクル推進における課題概要については概要版を参照されたい。

(1) 調査結果の PDCA サイクルに沿った分類

地方公共団体実行計画の事務事業編および区域施策編は PDCA サイクルを基に推進されていることから、本調査の結果についても事務事業編と区域施策編に分け、それぞれを PDCA サイクルに沿った形で概要を示す。

図表 4 PDCA サイクルに沿った分類

| | 事務事業編 | 区域施策編 |
|-----------|--|---|
| Plan | <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定・改定状況 ・ 計画の公表状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況 ・ 温室効果ガス総排出量設定目標と実績 ・ 政府実行計画に準じた措置の設定状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定・改定状況 ・ 計画の公表状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況 ・ 区域の再エネ導入量の目標設定の状況 ・ 区域の温室効果ガス排出量設定目標と実績 ・ 地域脱炭素化促進事業の検討状況（都道府県基準、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項） |
| Do | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー導入状況（太陽光発電設備、その他の再エネ設備） ・ 公共施設の ZEB 化の状況 ・ 公用車の電動車の導入状況 ・ 再エネ由来電力メニューの調達状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組状況 ・ 区域の設定に係る合意形成手法 ・ 促進に係る協議会の構成員 |
| Check・Act | <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の実施・公表状況 ・ 直近の進捗状況に係る評価 ・ 推進過程で困っていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の実施・公表状況 ・ 直近の進捗状況に係る評価 ・ 推進過程で困っていること |

(2) その他地球温暖化対策に関する事項に関する分析

再生可能エネルギー規制を目的とする条例の制定状況、気候変動適応に関する取組状況、「地域循環共生圏」に関する取組状況について概要を記述する。

8. 調査結果サマリ

(1) 事務事業編

令和7年10月1日時点の実行計画（事務事業編）策定済団体は2,400団体。
（回答団体全体の72.7%）

※実行計画の期間経過団体も“策定済”団体としてカウント。

※令和7年度調査で回答の無かった団体については、令和6年度調査における回答結果を元に集計。本調査の対象団体数は3,301団体であるが、令和6年度調査・令和7年度調査いずれにおいてもQ1-1(1)の回答がなかった場合は、無回答として扱っているため、本設問の回答団体数は3,299団体となっている。

図表5 令和7年10月1日現在の実行計画（事務事業編）の策定状況

| 団体区分 | 策定済団体数 | 策定率 | 対象団体数 |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 都道府県 | 47 | 100% | 47 |
| 政令指定都市 | 20 | 100% | 20 |
| 中核市 | 62 | 100% | 62 |
| 施行時特例市 | 23 | 100% | 23 |
| その他人口10万人以上の市区町村 | 175 | 100% | 175 |
| 人口3万人以上10万人未満の市区町村 | 470 | 100% | 470 |
| 人口1万人以上3万人未満の市区町村 | 446 | 97.4% | 458 |
| 人口1万人未満の市区町村 | 471 | 88.4% | 533 |
| その他市区町村計（政令指定都市、中核市、施行時特例市除く） | 1,562 | 95.5% | 1,636 |
| 計（地方公共団体の組合除く） | 1,714 | 95.9% | 1,788 |
| 地方公共団体の組合 | 686 | 45.4% | 1,511 |
| 計 | 2,400 | 72.7% | 3,299 |

また、実行計画（事務事業編）のPDCAサイクルに沿った調査結果サマリを以下に示す。

図表 6 調査結果サマリ（事務事業編）

| 策定・管理 プロセス | 調査結果サマリ |
|---------------|---|
| Plan | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行計画（事務事業編）策定済団体数は 2,400 団体（令和 6 年度調査での 2,344 団体から 56 団体増加）。 ・ 未策定・未改定団体における主な課題は「人員・体制不足」、「専門知識不足」となっており、これらに係る支援ニーズも高い。人員不足については、特に小規模団体において計画を策定・改定するための人員が不足しており、計画策定業務に手が回らない等の現状が想定され、雛型提供等による計画策定業務の簡素化支援、計画間で共通する要素の整理等が求められている。 ・ 小規模団体や組合においては、実行計画に関する知見を有する職員が不在で、実行計画策定に向けた基礎知識が不足していると想定され、また参考となる同規模団体の策定事例（や共同策定事例）にアクセスできない等の課題が確認されている。 |
| Do | <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府実行計画に準じた措置の目標設定については「LED 照明の導入」が設定団体の割合が最も高く、令和 7 年度調査で 37.0%。 ・ 公共施設（建築物および建築物に付属する敷地）における太陽光発電設備容量は継続して増加しており、令和 7 年度までに設置された設備容量（予定含む）は 1,023,964kW となり、令和 3 年度までに設置済の設備容量比で 300,203kW、41.5% の増加となった。 ・ ZEB の各種認証を取得済の団体数は令和 6 年度調査の 170 団体から 255 団体へと増加。令和 4 年度から令和 7 年度にかけて設計（令和 6 年度中に設計予定を含む）された建築物における認証取得建築物数を認証種別に見ると、ZEB Ready が 336 件と最も多い。 ・ 一般公用車における「電動車」導入割合は 13.1% で、令和 6 年度調査の 11.3% から 1.8 ポイント増加した。主な内訳としてハイブリッド自動車（HV）が 9.5%、電気自動車（EV）が 2.9%、燃料電池自動車（FCV）が 0.2%、プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）が 0.5% となっている。 ・ 公共施設における LED 照明の導入に向けて目標設定、導入 |

| | |
|---------------|---|
| 策定・管理 プロセス | 調査結果サマリ |
| | <p>を進めている団体は 89.0%。すべての公共施設等の建築物・設備で 100%LED 照明化を実現している団体も 6.6%確認される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設における調達電力量割合について、再エネ由来電力メニューによる調達を「60%以上」と回答している団体数は令和 6 年度調査と比較して令和 7 年度調査において増加。 |
| Check/Act | <ul style="list-style-type: none"> 実行計画推進過程における課題は、「財源が不足している」、「人員が不足している」、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」、等の回答が多く寄せられた。 |

(2) 区域施策編

令和7年10月1日時点の実行計画（区域施策編）策定済団体は1,117団体。
（全体の62.5%）

※実行計画の期間経過団体も“策定済”団体としてカウント

※令和7年度調査において未回答の団体については、令和6年度調査の回答内容を反映、
令和6年度調査において未回答の団体については、令和5年度調査の回答内容を反映

図表7 令和7年10月1日現在の実行計画（区域施策編）の策定状況

| 団体区分 | 策定済団体数 | 策定率 | 回答団体数 |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 都道府県 | 47 | 100% | 47 |
| 政令指定都市 | 20 | 100% | 20 |
| 中核市 | 62 | 100% | 62 |
| 施行時特例市 | 23 | 100% | 23 |
| その他人口10万人以上の市区町村 | 162 | 92.6% | 175 |
| 人口3万人以上10万人未満の市区町村 | 358 | 76.2% | 470 |
| 人口1万人以上3万人未満の市区町村 | 233 | 50.9% | 458 |
| 人口1万人未満の市区町村 | 212 | 39.8% | 533 |
| その他市区町村計（政令指定都市、中核市、施行時特例市除く） | 965 | 59.0% | 1,636 |
| 計 | 1,117 | 62.5% | 1,788 |

また、実行計画（区域施策編）のPDCAサイクルに沿った調査結果サマ리를以下に示す。

図表 8 調査結果サマリ (区域施策編)

| 策定・管理 プロセス | 調査結果サマリ |
|---------------|--|
| Plan | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行計画（区域施策編）策定済団体数は 1,117 団体（令和 6 年度調査の 941 団体から 176 団体増）。 ・ 未策定・未改定団体における主な課題は「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため」、「計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しいため」「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」等の回答が続いており、これらに係る支援ニーズも高い。 |
| Do | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行計画（区域施策編）を策定済の団体のうち、区域施策編や別の計画において、再エネ導入量に係る目標を設定している団体は 47.4%で、令和 6 年度調査における 47.0%より 0.4 ポイント増加。 ・ 区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーのために実施している事業者向けの取組としては、設備設置のための自治体独自の補助金や、電動車（EV、FCV、PHEV、HV）の公共充電インフラ整備・導入に向けた協定締結等が確認される。 ・ 都道府県基準の策定が完了しているのは 32 団体で、策定に向けた検討を進めている都道府県は 5 団体。策定に向けた検討を開始できていない理由としては、「区域内の市区町村促進区域の設定や都道府県基準の設定を求める意向がない」が最も多く、「人員が不足している」「財源が不足している」、「地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない等の回答続く。 ・ 市区町村において地域脱炭素化促進事業に関する事項を設定、又は設定に向けた検討を実施している団体は 216 団体。 |
| Check/Act | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行計画推進過程における課題を地方公共団体の区分別に見ると、いずれの団体規模においても「人員が不足している」と回答した団体が多い。 |

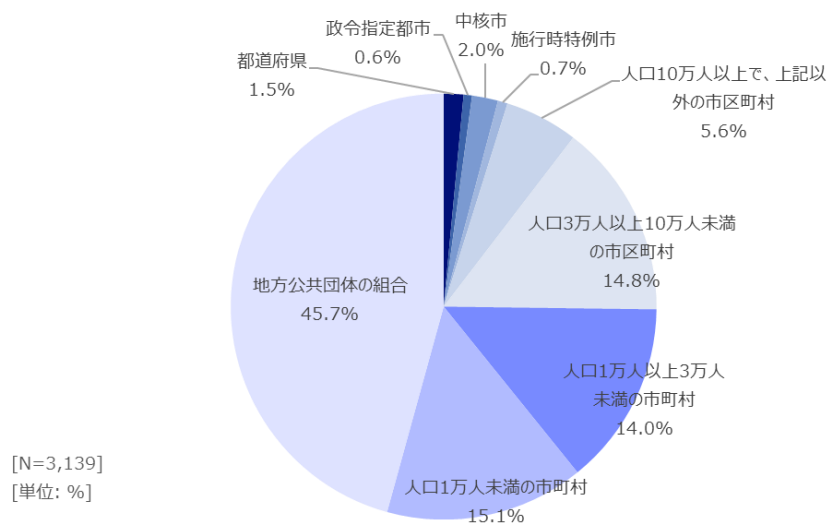
第2章 施行状況調査詳細

1. 基礎情報

(1) 団体区分 <Q0-1>

「地方公共団体の組合」(45.7%)が最も多く、次いで「人口1万人未満の市町村」(15.1%)、「人口3万人以上10万人未満の市区町村」(14.8%)と続く。

図表 9 地方公共団体の区分



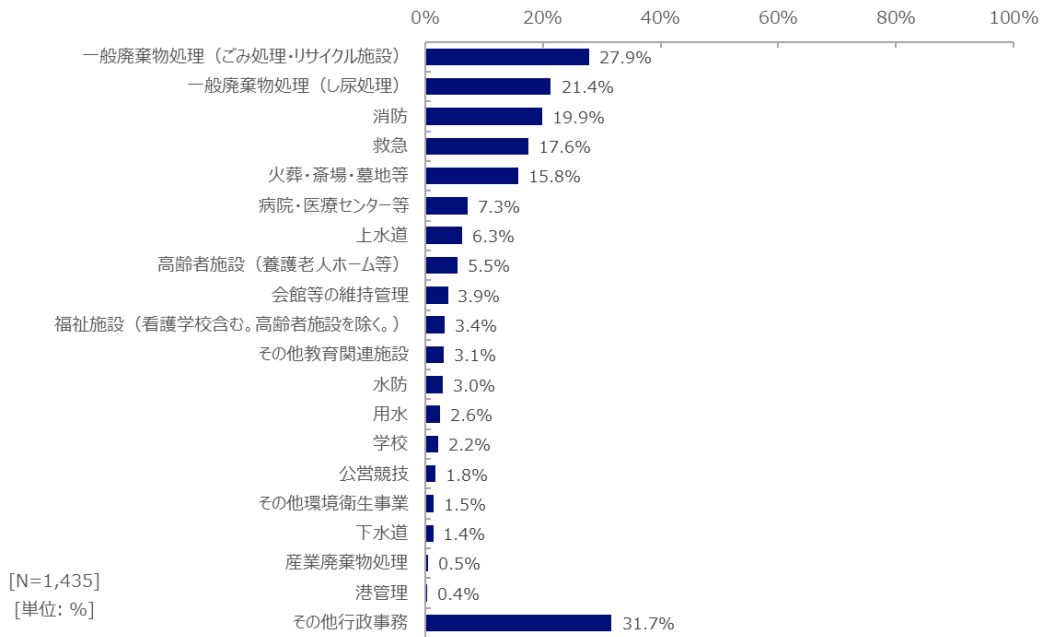
| | 都道府県 | 政令指定都市 | 中核市 | 施行時特例市 | 人口10万人以上で、上記以外の市区町村 | 人口3万人以上10万人未満の市区町村 | 人口1万人以上3万人未満の市町村 | 人口1万人未満の市町村 | 地方公共団体の組合 | 合計 |
|--------|------|--------|------|--------|---------------------|--------------------|------------------|-------------|-----------|--------|
| 団体数 | 47 | 20 | 62 | 23 | 175 | 464 | 439 | 474 | 1,435 | 3,139 |
| 比率 (%) | 1.5% | 0.6% | 2.0% | 0.7% | 5.6% | 14.8% | 14.0% | 15.1% | 45.7% | 100.0% |

(2) 一部事務組合および広域連合の事務内容 <Q0-2>

1) 団体の事務内容 <Q0-2(1)>

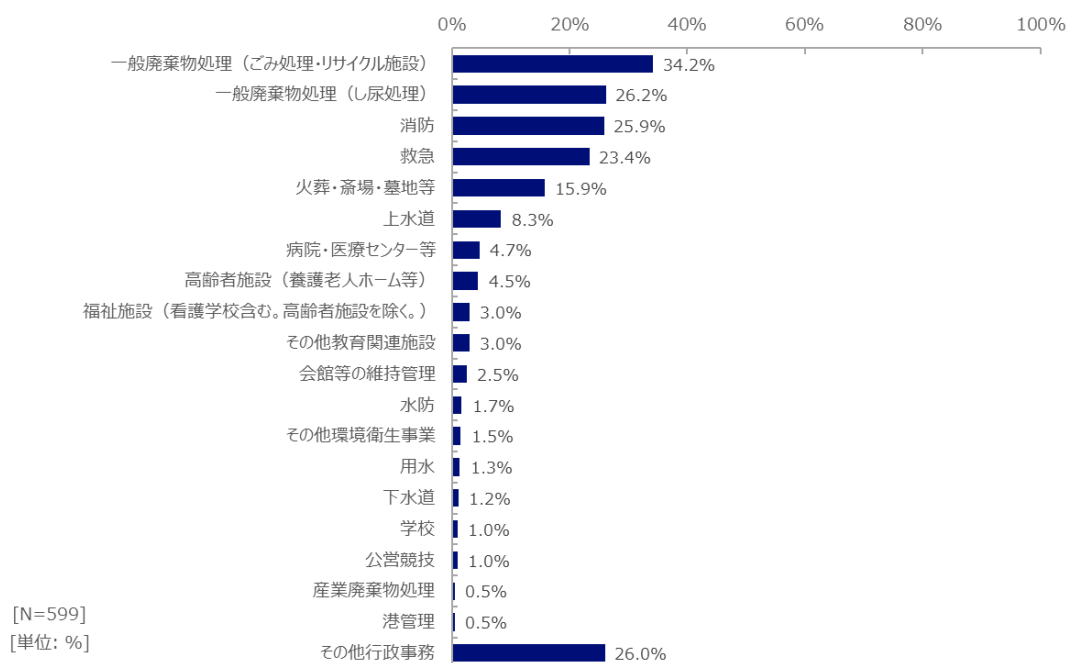
地方公共団体の組合における“団体の事務内容”は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(27.9%)が最も多く、次いで「一般廃棄物処理（し尿処理）」(21.4%)、「消防」(19.9%)と続く。

図表 10 団体の事務内容（複数選択可）



| | 一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設） | 一般廃棄物処理（し尿処理） | 産業廃棄物処理 | 火葬・斎場・墓地等 | その他環境衛生事業 | 上水道 | 下水道 | 用水 | 水防 | 消防 | 救急 | 病院・医療センター等 | 福祉施設（看護学校含む。高齢者施設を除く。） | 高齢者施設（養護老人ホーム等） | 学校 | その他教育関連施設 | 公営競技 | 港管理 | 会館等の維持管理 | その他行政事務 | 合計 |
|----|-----------------------|---------------|---------|-----------|-----------|------|------|------|------|-------|-------|------------|------------------------|-----------------|------|-----------|------|------|----------|---------|--------|
| 全体 | 400 | 307 | 7 | 227 | 21 | 90 | 20 | 37 | 43 | 285 | 253 | 105 | 49 | 79 | 32 | 45 | 26 | 6 | 56 | 455 | 1,435 |
| 比率 | 27.9% | 21.4% | 0.5% | 15.8% | 1.5% | 6.3% | 1.4% | 2.6% | 3.0% | 19.9% | 17.6% | 7.3% | 3.4% | 5.5% | 2.2% | 3.1% | 1.8% | 0.4% | 3.9% | 31.7% | 100.0% |

図表 11 事務事業編の対象としている事務内容（複数選択可）

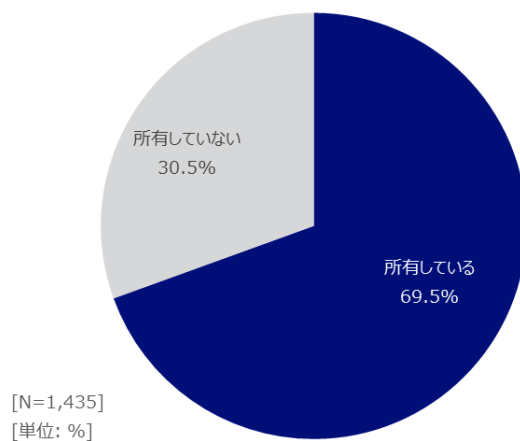


| | 一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設） | 一般廃棄物処理（し尿処理） | 産業廃棄物処理 | 火葬・斎場・墓地等 | その他環境衛生事業 | 上水道 | 下水道 | 用水 | 水防 | 消防 | 救急 | 病院・医療センター等 | 福祉施設（看護学校含む。高齢者施設を除く。） | 高齢者施設（養護老人ホーム等） | 学校 | その他教育関連施設 | 公営競技 | 港管理 | 会館等の維持管理 | その他行政事務 | 合計 |
|----|-----------------------|---------------|---------|-----------|-----------|------|------|------|------|-------|-------|------------|------------------------|-----------------|------|-----------|------|------|----------|---------|--------|
| 全体 | 205 | 157 | 3 | 95 | 9 | 50 | 7 | 8 | 10 | 155 | 140 | 28 | 18 | 27 | 6 | 18 | 6 | 3 | 15 | 156 | 599 |
| 比率 | 34.2% | 26.2% | 0.5% | 15.9% | 1.5% | 8.3% | 1.2% | 1.3% | 1.7% | 25.9% | 23.4% | 4.7% | 3.0% | 4.5% | 1.0% | 3.0% | 1.0% | 0.5% | 2.5% | 26.0% | 100.0% |

2) 組合の建築物・公有地の施設所有状況<Q0-2(2)>

建築物・公有地の施設を「所有している」組合は 69.5%で、「所有していない」組合が 30.5%となっている。

図表 12 組合の建築物・公有地の施設所有状況



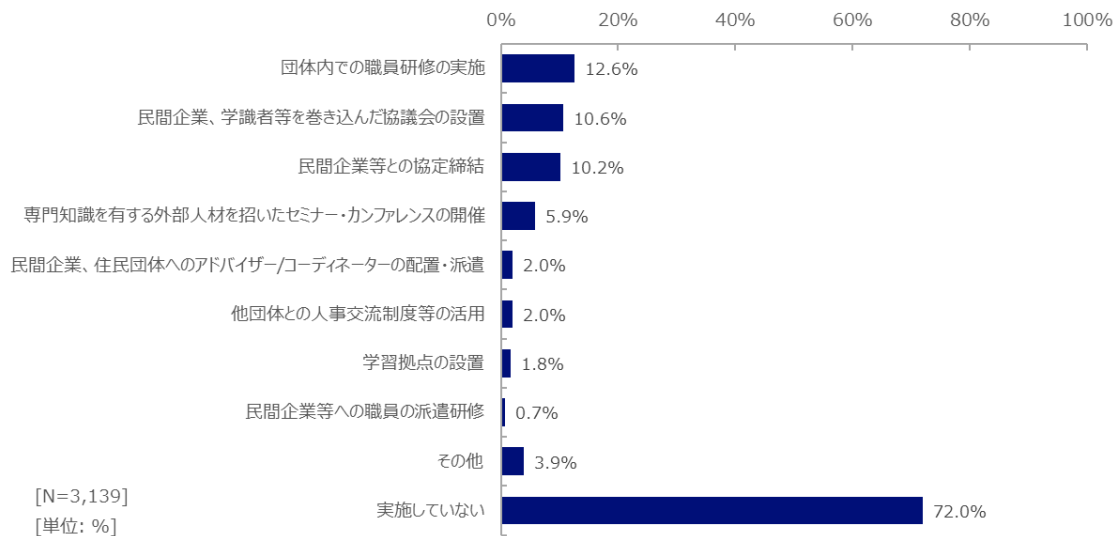
| | 所有している | 所有していない | 合計 |
|--------|--------|---------|--------|
| 全体 | 997 | 438 | 1,435 |
| 比率 (%) | 69.5% | 30.5% | 100.0% |

(3) 脱炭素の人材確保・育成に向けた取組 <Q0-3>

1) 脱炭素化取組推進に向けた人材育成 <Q0-3(1)>

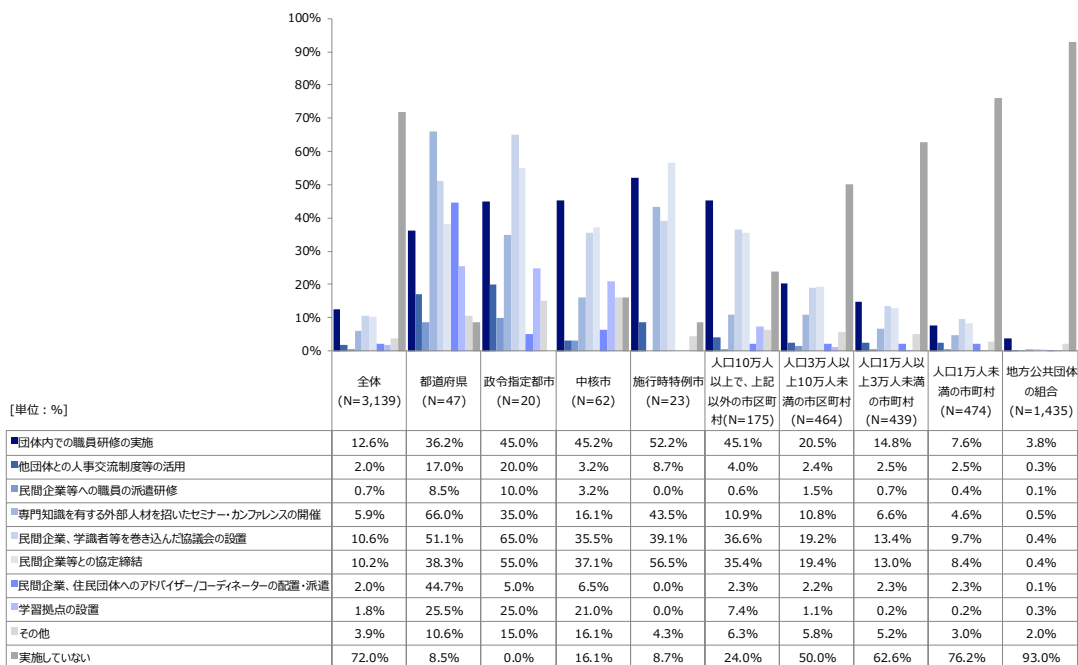
「団体内での職員研修の実施」(12.6%)が最も多く、次いで「民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置」(10.6%)、「民間企業等との協定締結」(10.2%)と続く。

図表 13 脱炭素化取組推進に向けた人材育成の取組状況（複数選択可）



| | 団体内での職員研修の実施 | 他団体との人事交流制度等の活用 | 民間企業等への職員の派遣研修 | 専門知識を有する外部人材を招いたセミナー・カンファレンスの開催 | 民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置 | 民間企業等との協定締結 | 民間企業、住民団体へのアドバイザー/コーディネーターの配置・派遣 | 学習拠点の設置 | その他 | 実施していない | 合計 |
|----|--------------|-----------------|----------------|---------------------------------|-----------------------|-------------|----------------------------------|---------|------|---------|--------|
| 全体 | 396 | 62 | 22 | 185 | 332 | 320 | 63 | 55 | 123 | 2,260 | 3,139 |
| 比率 | 12.6% | 2.0% | 0.7% | 5.9% | 10.6% | 10.2% | 2.0% | 1.8% | 3.9% | 72.0% | 100.0% |

図表 14 脱炭素化取組推進に向けた人材育成の取組状況（複数選択可）
【団体区分別】

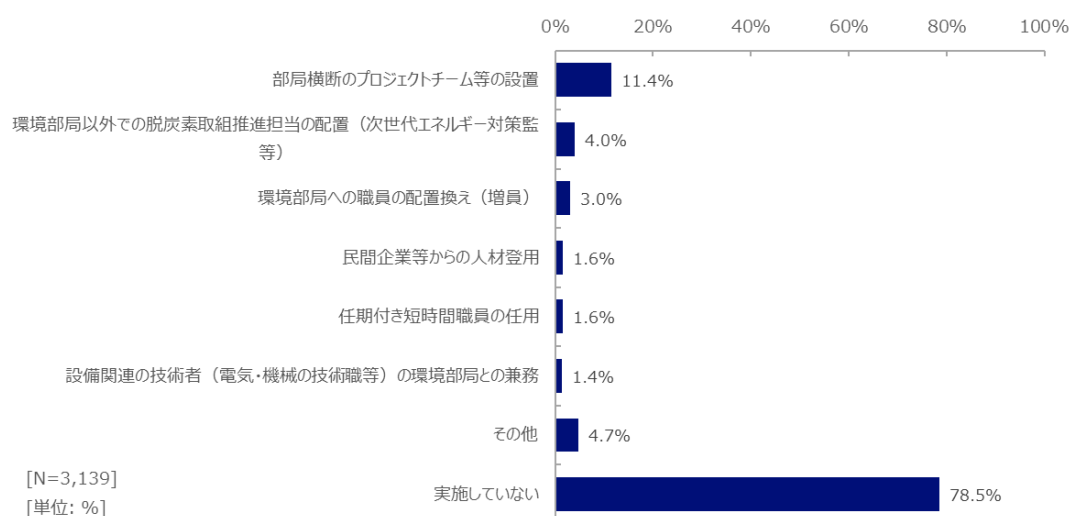


| | | 団体内での職員研修の実施 | 他団体との人事交流制度等の活用 | 民間企業等への職員の派遣研修 | 専門知識を有する外部人材を招いたセミナー・カンファレンスの開催 | 民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置 | 民間企業等との協定締結 | 民間企業、住民団体へのアドバイザー・コーディネーターの配置・派遣 | 学習拠点の設置 | その他 | 実施していない | 合計 |
|----------------------------|---------------------|--------------|-----------------|----------------|---------------------------------|-----------------------|-------------|----------------------------------|---------|-------|---------|--------|
| 回答数 | 全体 | 396 | 62 | 22 | 185 | 332 | 320 | 63 | 55 | 123 | 2,260 | 3,139 |
| | 都道府県 | 17 | 8 | 4 | 31 | 24 | 18 | 21 | 12 | 5 | 4 | 47 |
| | 政令指定都市 | 9 | 4 | 2 | 7 | 13 | 11 | 1 | 5 | 3 | 0 | 20 |
| | 中核市 | 28 | 2 | 2 | 10 | 22 | 23 | 4 | 13 | 10 | 10 | 62 |
| | 施行時特例市 | 12 | 2 | 0 | 10 | 9 | 13 | 0 | 0 | 1 | 2 | 23 |
| | 人口10万人以上で、上記以外の市区町村 | 79 | 7 | 1 | 19 | 64 | 62 | 4 | 13 | 11 | 42 | 175 |
| | 人口3万人以上10万人未満の市区町村 | 95 | 11 | 7 | 50 | 89 | 90 | 10 | 5 | 27 | 232 | 464 |
| | 人口1万人以上3万人未満の市町村 | 65 | 11 | 3 | 29 | 59 | 57 | 10 | 1 | 23 | 275 | 439 |
| | 人口1万人未満の市町村 | 36 | 12 | 2 | 22 | 46 | 40 | 11 | 1 | 14 | 361 | 474 |
| | 地方公共団体の組合 | 55 | 5 | 1 | 7 | 6 | 6 | 2 | 5 | 29 | 1,334 | 1,435 |
| | 比率 (%) | 全体(N=3,139) | 12.6% | 2.0% | 0.7% | 5.9% | 10.6% | 10.2% | 2.0% | 1.8% | 3.9% | 72.0% |
| 都道府県(N=47) | | 36.2% | 17.0% | 8.5% | 66.0% | 51.1% | 38.3% | 44.7% | 25.5% | 10.6% | 8.5% | 100.0% |
| 政令指定都市(N=20) | | 45.0% | 20.0% | 10.0% | 35.0% | 65.0% | 55.0% | 5.0% | 25.0% | 15.0% | 0.0% | 100.0% |
| 中核市(N=62) | | 45.2% | 3.2% | 3.2% | 16.1% | 35.5% | 37.1% | 6.5% | 21.0% | 16.1% | 16.1% | 100.0% |
| 施行時特例市(N=23) | | 52.2% | 8.7% | 0.0% | 43.5% | 39.1% | 56.5% | 0.0% | 0.0% | 4.3% | 8.7% | 100.0% |
| 人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175) | | 45.1% | 4.0% | 0.6% | 10.9% | 36.6% | 35.4% | 2.3% | 7.4% | 6.3% | 24.0% | 100.0% |
| 人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=464) | | 20.5% | 2.4% | 1.5% | 10.8% | 19.2% | 19.4% | 2.2% | 1.1% | 5.8% | 50.0% | 100.0% |
| 人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439) | | 14.8% | 2.5% | 0.7% | 6.6% | 13.4% | 13.0% | 2.3% | 0.2% | 5.2% | 62.6% | 100.0% |
| 人口1万人未満の市町村(N=474) | | 7.6% | 2.5% | 0.4% | 4.6% | 9.7% | 8.4% | 2.3% | 0.2% | 3.0% | 76.2% | 100.0% |
| 地方公共団体の組合(N=1,435) | | 3.8% | 0.3% | 0.1% | 0.5% | 0.4% | 0.4% | 0.1% | 0.3% | 2.0% | 93.0% | 100.0% |

2) 団体内での推進体制の工夫 <Q0-3(2)>

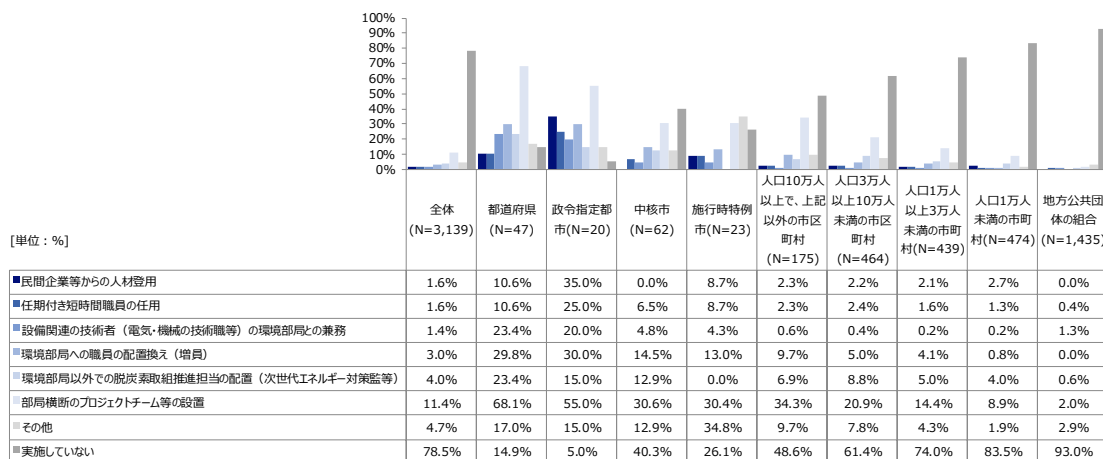
実施している団体の工夫としては、「部局横断のプロジェクトチーム等の設置」(11.4%)が最も多く、次いで「環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置(次世代エネルギー対策監等)」(4.0%)、「環境部局への職員の配置換え(増員)」(3.0%)と続く。

図表 15 団体内での推進体制の工夫（複数選択可）



| | 民間企業等からの人材登用 | 任期付き短時間職員の任用 | 設備関連の技術者 (電気・機械の技術職等) の環境部局との兼務 | 環境部局への職員の配置換え (増員) | 環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置 (次世代エネルギー対策監等) | 部局横断のプロジェクトチーム等の設置 | その他 | 実施していない | 合計 |
|----|--------------|--------------|---------------------------------|--------------------|-------------------------------------|--------------------|------|---------|--------|
| 全体 | 50 | 50 | 43 | 94 | 125 | 359 | 149 | 2,465 | 3,139 |
| 比率 | 1.6% | 1.6% | 1.4% | 3.0% | 4.0% | 11.4% | 4.7% | 78.5% | 100.0% |

図表 16 団体内での推進体制の工夫（複数選択可）
【団体区分別】



| | 民間企業等からの人材登用 | 任期付き短時間職員の任用 | 設備関連の技術者（電気・機械の技術職等）の環境部局との兼務 | 環境部局への職員の配置換え（増員） | 環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置（次世代エネルギー対策監等） | 部局横断のプロジェクトチーム等の設置 | その他 | 実施していない | 合計 |
|-----------------------------|--------------|--------------|-------------------------------|-------------------|------------------------------------|--------------------|-------|---------|--------|
| 回答数 | 50 | 50 | 43 | 94 | 125 | 359 | 149 | 2,465 | 3,139 |
| 全体 (N=3,139) | 1.6% | 1.6% | 1.4% | 3.0% | 4.0% | 11.4% | 4.7% | 78.5% | 100.0% |
| 都道府県 (N=47) | 10.6% | 10.6% | 23.4% | 29.8% | 23.4% | 68.1% | 17.0% | 14.9% | 100.0% |
| 政令指定都市 (N=20) | 35.0% | 25.0% | 20.0% | 30.0% | 15.0% | 55.0% | 15.0% | 5.0% | 100.0% |
| 中核市 (N=62) | 0.0% | 6.5% | 4.8% | 14.5% | 12.9% | 30.6% | 12.9% | 40.3% | 100.0% |
| 施行時特例市 (N=23) | 8.7% | 8.7% | 4.3% | 13.0% | 0.0% | 30.4% | 34.8% | 26.1% | 100.0% |
| 人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=175) | 2.3% | 2.3% | 0.6% | 9.7% | 6.9% | 34.3% | 9.7% | 48.6% | 100.0% |
| 人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=464) | 2.2% | 2.4% | 0.4% | 5.0% | 8.8% | 20.9% | 7.8% | 61.4% | 100.0% |
| 人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=439) | 2.1% | 1.6% | 0.2% | 4.1% | 5.0% | 14.4% | 4.3% | 74.0% | 100.0% |
| 人口1万人未満の市区町村 (N=474) | 2.7% | 1.3% | 0.2% | 0.8% | 4.0% | 8.9% | 1.9% | 83.5% | 100.0% |
| 地方公共団体の組合 (N=1,435) | 0.0% | 0.4% | 1.3% | 0.0% | 0.6% | 2.0% | 2.9% | 93.0% | 100.0% |